

社会福祉法人 神石高原町社会福祉協議会役員・評議員報酬規程

(総 則)

第1条 社会福祉法人神石高原町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の役員・評議員の報酬に関する必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給額及び支給方法)

第2条 役員・評議員の報酬額は、それぞれ次のとおりとする。ただし、研修会への参加及び本会への事業協力並びに役員・評議員に神石高原町特別職職員等が就任した場合には、報酬の支給はしない。

会 長 月額 50,000円以内で勤務状況等を参酌して支給する。

副会長 日額 6,000円

理 事 日額 6,000円

監 事 日額 6,000円

評議員 日額 6,000円

2 役員及び評議員への報酬支給日は、会議等出席当日とする。ただし、会長については、出席した月をまとめて翌月15日に支給するものとする。

第3条 この規定に定めない事項については、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成16年11月17日から施行し、平成16年11月5日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年3月31日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。